

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」について、  
関係県からいただいたご意見

- ① 第1回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議  
議事録
- ② 第2回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議  
議事録
- ③ 追加意見等

国土交通省関東地方整備局

①

第1回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議

1. 開会

<規約等の確認>

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております資料のご確認をさせていただきます。

まず、資料目録、議事次第、名簿、座席表、資料1「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議（仮称）」の設置について、資料2として鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約（案）となっています。

以上が本日前半部分の資料ですが、配布漏れ等がございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長光成よりご挨拶申し上げます。

○河川部長

本日は、ご多忙の中「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

まずは、我々から「会議の設置について」、「規約（案）」についてお諮りさせていただきます。

その後、本会議場にご移動いただき、ご了解いただいた規約に基づきまして、以後の会議を公開とし改めて挨拶をさせていただきます、本日の議題であります「鬼怒川河川整備計画の目標について」、「当面の進め方」についてお示しさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

最初に本会議の規約についてお諮りさせていただきたいと思います。それでは説明をお願いします。

○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いたします。

規約について、ご説明をさせていただきます。

右上に資料1とある資料をお手元にご用意ください。規約（案）について、読み上げさせていただきます。

鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約（案）。名称、第1条 本会は、「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」（以下「会議」という。）と称する。目的、第2条 会議は、「利根川水系鬼怒川河川整備計画」及び「利根川水系小貝川河川整備計画」の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。組織、第3条 会議は、別紙で構成される。2 関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。3 関係県は会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。4 関係県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。情報公開、第4条 会議は、原則として公開とし、会議の公開方法については会議で定める。事務局、第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。規約の改定、第6条 この規約を改定する必要があると認められるときは、会議で協議する。その他、第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。最後は附則でございます。

以上です。

○河川調査官

ただいま説明させていただきました「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約（案）」についてご意義ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

よろしいでしょうか。それでは、異議なしということで、規約につきましては原文どおりで、(案)をとることとさせていただきます。

それでは、ご了解いただいた規約に沿って運営することといたします。

ただいま定めました規約に基づき、以後の会議は公開とさせていただきます。

10時05分から5階の共用中会議室503に移動して再会させていただきたいとお思いますので、よろしくお願いいたします。

<会場を移動し再開>

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど、構成員の皆様と規約について決めましたので、引き続き、鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議の議事を進行したいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川部河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしましたが、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、資料目録、次に議事次第、名簿、座席表。資料1として、「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議(仮称)」の設置について、資料2として、鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議規約、資料3として、鬼怒川河川整備計画の目標(案)について、資料4として、当面の進め方。それから、参考資料1として、鬼怒川における新たな流出計算モデルについて、参考資料2として、社会資本整備審議会の答申(案)ということになります。

続きまして、本日の出席のご紹介をさせていただきます。

茨城県土木部長代理、技監兼河川課長、大江幹夫様。

○茨城県土木部河川課技監兼河川課長

よろしく申し上げます。

○河川調査官

栃木県県土整備部長代理、次長、見目正明様。

○栃木県県土整備部次長

よろしく申し上げます。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局でございますが、河川部長、光成でございます。

○河川部長

よろしく申し上げます。

○河川調査官

河川計画課長、出口。

○河川計画課長

出口でございます。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

河川管理課長、矢作。

○河川管理課長

矢作です。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

水災害予報センター長、津久井。

○水災害予報センター長

津久井でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

下館河川事務所長、伊藤。

○下館河川事務所長

伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

鬼怒川ダム統合管理事務所長、田畑でございます。

○鬼怒川ダム統合管理事務所長

田畑です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

最後になりますが、私、河川調査官の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております、「取材または傍聴にあたっての注意事項」に沿って、適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、河川部長光成よりご挨拶を申し上げます。

○河川部長

おはようございます。河川部長の光成でございます。

本日は、ご多忙の中、「第1回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

この鬼怒川・小貝川では平成18年に利根川水系河川整備基本方針が定められ、その後、

今後20年から30年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

こうした中、鬼怒川では平成27年9月関東・東北豪雨により、1箇所の堤防決壊、7箇所の溢水などにより多くの家屋浸水被害が発生いたしました。

また、避難の遅れによる多数の孤立者が発生し、常総市内では2名の方がお亡くなりになりました。会議に先立ちまして、お亡くなりになりました方々へのご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々へ心からお見舞い申し上げます。

私ども、国土交通省関東地方整備局では、利根川水系鬼怒川、小貝川の河川整備計画策定に向けて本格的に検討を進めることとし、河川法第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係県において、双方の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」を設置することといたしました。

本日は、今般の鬼怒川の洪水被害を受け、「鬼怒川河川整備計画の目標について」と、「当面の進め方」についてお示しいたします。

皆様には貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### ○河川調査官

誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

#### ○河川調査官

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

議事次第4、鬼怒川河川整備計画の目標（案）について、5、当面の進め方について、一括して説明をいたします。

#### 4. 鬼怒川河川整備計画の目標（案）について

#### ○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。よろしくお願いたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、鬼怒川の河川整備計画の目標について、説明をさせていただきます。

資料3をお手元にご用意ください。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

鬼怒川氾濫による被災状況でございます。鬼怒川下流域における一般被害の状況は、左の表に記載をしておりでございますが、宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日間を要してございます。また、避難の遅れなどにより、多くの住民が孤立し、約4,300人が救助をされているという状況でございます。

続いて、2ページをご覧ください。

流下能力を上回る洪水となり、7箇所で溢水、常総市三坂町地先で堤防が9月10日の12時50分に決壊しました。この他、漏水や堤防・河岸の洗掘等、鬼怒川全体では97箇所が被災をしてございます。

続いて、3ページをご覧ください。

常総市三坂町地先における堤防決壊等に伴う氾濫により、常総市の約1/3の面積に相当する約40km<sup>2</sup>が浸水し、常総市役所も一時孤立する状況となりました。

続いて、4ページをご覧ください。

鬼怒川河川整備計画の目標（案）についてでございます。いわゆる直轄管理区間の河川整備計画においては、再度災害の防止という観点から、戦後最大洪水を目標としていることが多い状況でございます。鬼怒川においては、河川整備計画の目標を基準地点石井において、既往最大洪水となった平成27年9月洪水と同規模の6,600m<sup>3</sup>/sとし、このうち、河川整備において対象とする流量は4,600m<sup>3</sup>/sとするものでございます。この6,600m<sup>3</sup>/sを流量確率で評価いたしますと、年超過確率1/40～50となります。流量確率につきましては、新たに構築した流出計算モデルを用いておりまして、その内容については後ほど説明をさせていただきます。

続いて、5ページをご覧ください。

参考資料になりますが、10月に国土交通省の社会資本整備審議会の大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会で示された資料でございます。全国の国管理区間の河川整備基本方針の安全度と、河川整備計画の安全度の関係を整理したグラフになってございます。赤は、利根川や荒川など、1/200河川、オレンジは、相模川などの1/150河川、

緑は、鬼怒川や小貝川などの1/100河川で、これまでに河川整備計画が策定されている94水系を対象としまして、中期的な河川整備によって達成される治水安全度をまとめたデータとなっております。緑色の1/100河川でございますが、1/100で整備計画を策定しているものから1/30まで幅がございますが、1/40から1/50が約半数を占めているというのが実態となっております。

以上を踏まえまして、鬼怒川河川整備計画の目標とする流量は、今回洪水の被害状況、再度災害防止の観点から、今回洪水規模を目標として設定したいと思っております。

関連して、参考資料1をお手元にご用意ください。

鬼怒川における新たな流出計算モデルについてでございます。

1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。

鬼怒川においては、既往最大洪水となった平成27年9月洪水を踏まえて、新たな流出計算モデルを構築することとし、このモデルを河川整備計画の検討に用いることとしました。

なお、この新たな流出計算モデルは日本学術会議に審議を依頼し、評価を受けた「利根川の基本高水の検証について」と同様の手法で構築しているものでございます。

新たな流出計算モデルの構築の流れでございますが、まず、流域分割としまして、鬼怒川流域を10の小流域と9の河道に分割します。

次に、流域定数の設定として、近年の比較的大きい19洪水の観測成果を用いて分割した10流域の流出の特性を示す流域定数を設定します。また、旧河道についても河道の貯留等の特性を示す河道定数を設定します。設定した定数をもとに流出計算を実施し、既往洪水の再現性を確認して流出計算を構築する流れとなっております。

2ページ、3ページをご覧くださいますと、平成14年7月洪水と平成27年9月洪水の再現性についてお示ししてございます。ダムの実績観測値と流域の実績雨量を用いて流出計算を実施したところ、どちらの洪水においても再現性について確認をすることができ、この流出計算モデルを用いて、河川整備計画の目標流量の年超過確率の評価を行うこととしてございます。

参考資料1の説明は以上でございます。

## 5. 当面の進め方について

○河川計画課長

続いて、当面の進め方についてご説明をさせていただきます。

資料4をお手元にご用意ください。

当面の進め方でございますが、12月4日に「第6回鬼怒川・小貝川有識者会議」を開催し、本日この会議でお示しさせていただきました鬼怒川河川整備計画の目標（案）について意見をお聞きします。

当面の進め方については以上となりますが、今後の河川整備計画策定に向けて関連する取り組みをご紹介します。

参考資料2をご覧ください。

本資料は、今回の鬼怒川等の大規模な水害を踏まえ、平成27年10月に国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、社会資本整備審議会河川分科会、大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会が設置されてございます。

その後、計2回の小委員会が開催されておりまして、11月30日に大規模氾濫に対する減災のために「速やかに実施すべき対策」及び「速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策」を具体的に提示し、答申（案）がとりまとめられてございます。

資料の最後のページをご覧くださいと、答申（案）の概要についてカラーの一枚ものでまとめた資料がございますのでご覧ください。一番上の箱書きでございますが、鬼怒川の水害の特徴をまとめておりまして、長期間の浸水、家屋の倒壊、多数の孤立者といったことが記載されてございます。その上で、対応すべき課題として大きく4項目がございまして、一番右側には従来型のハード対策のみでの減災への対応の限界が示されてございます。これを受けまして、対策の基本方針を掲げており、具体の対策として「速やかに実施すべき対策」として4項目、「速やかに検討に着手し、早期に実現を図るべき対策」を5項目示してございます。この答申（案）も踏まえまして、鬼怒川河川整備計画策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。私どもが用意しました資料につきましては以上となります。それでは、お示しした内容につきまして何かございましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、所属とお名前の後にご発言いただければと思います。よろしく

お願いいたします。

では、茨城県さん、お願いします。

○茨城県土木部河川課技監兼河川課長

茨城県河川課の大江でございます。ご説明ありがとうございました。

今回、説明の中について、若干意見を述べさせていただきたいと思います。

本県を流れます鬼怒川につきましては、河川整備が遅れているという状況の中で、今年の9月の関東・東北豪雨において流下能力を上回る洪水が発生したということで、鬼怒川の堤防の決壊や溢水などによりまして、人的被害のほか多くの家屋が浸水被害にあうなど、甚大な被害が発生したところでございます。

このため、先ほどご説明がありました今回整備の目標とします流量につきましては、今回の豪雨による洪水流量と同規模の流量とすることは、再度の災害防止の観点から妥当であると考えております。

さらに、今後につきましては、早急に河川整備計画を作成していただき、河川激甚災害対策特別緊急事業などによりまして、緊急的、集中的に、河川整備を行っていただき、治水安全度の向上に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。栃木県さんお願いします。

○栃木県県土整備部次長

栃木県県土整備部次長の見目でございます。

まず、9月の関東豪雨の際には鬼怒川上流の4ダムの洪水調節によって、幸いにも栃木県内の鬼怒川においては溢水被害が生じずに済みました。大変感謝申し上げます。

これはまさしく、ダムのストック効果だと感じております。今回提示されました鬼怒川の栃木県内の基準点石井地点の流量については、観測史上最大ということで、9月の出水規模を対象とした流量ですので目標については異存ございません。

また、今後の進め方についても、専門家からなる有識者の会議を開催するというので、特に異存はございません。早急な整備をよろしく申し上げます。

○河川調査官

ありがとうございました。そのほか、御発言はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

私のほうから何点かご返答させていただきたいと思います。

まず、鬼怒川の河川整備の目標とする流量についてご発言をいただきました。

平成27年度9月洪水の規模としまして、基準点の石井地点、4,600m<sup>3</sup>/sとすることにつきましては、洪水の甚大な被害を踏まえまして再度の災害防止の観点から妥当ということと、異存はないということでご発言をいただきました。

また、鬼怒川上流の4ダムのストック効果についてご発言をいただきました。

引き続き、洪水等の際に必要な機能が発揮されますよう維持管理を行うとともに、治水施設のストック効果についても今後行ってまいりたいと考えてございます。

当面の進め方でございますが、こちらにつきましても特に異存はございませんでしたので、今後専門家からなる有識者会議で意見を伺った上で、河川整備計画の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

さらに、河川整備計画を早急に策定し、いわゆる激特などによって、緊急的、集中的という河川整備を進めることについてもご発言いただきました。激特事業につきましては現在検討を進めておるところでございますので、引き続きその検討を進めてまいりたいと思っております。

鬼怒川整備計画につきましては早急に策定すべく、今後とも関係県の皆様と、双方の立場を理解しながら検討内容について認識を深めていくこととしたいと考えてございますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思っております。

本日は、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

そのほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

6. 閉会

○河川調査官

それでは、これもちまして「鬼怒川・小貝川の河川整備計画関係県会議」を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

— 了 —

②

## 第2回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議

### 1. 開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより「第2回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」を開催させていただきます。

私は、本日進行を務めさせていただきます、関東地方整備局河川部河川調査官の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせいたしましたが、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初に、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

一番頭に資料目録、議事次第、名簿、座席表、規約、資料1としまして、利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）、その下に、資料2という1枚紙で、当面の進め方、参考資料1として（原案）の概要、参考資料2としてA3になりますが、水害リスクの評価（試行）という資料になります。

配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

### 2. 挨拶

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長光成より、ご挨拶を申し上げます。

○河川部長

皆様、おはようございます。国土交通省関東地方整備局河川部長の光成でございます。よろしく申し上げます。

本日は、ご多忙の中、「第2回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」にご出席いただきありがとうございます。

12月2日に開催いたしました本会議におきまして、「鬼怒川河川整備計画の目標（案）」をお示しし、妥当であるとのことをご意見をいただきました。

その後、12月4日に開催した鬼怒川・小貝川有識者会議においても目標をお示しし、有識者の方々からも賛成するとのことをご意見を頂いたところです。

また、有識者会議と同日の12月4日に、国土交通大臣から平成27年9月関東・東北豪雨で大きな被害を受けた鬼怒川下流域において、国、茨城県、常総市など7市町が主体となって、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策「鬼怒川緊急対策プロジェクト」を実施することが発表されました。

本日は、「鬼怒川河川整備計画の目標」、「鬼怒川緊急対策プロジェクト」を踏まえとりまとめた、「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」と「当面の進め方」についてお示しさせていただきます。

皆様には貴重なお時間を頂戴いたしますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○河川調査官

誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

（カメラ退室）

### 3. 利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）

#### ○河川調査官

それでは、議事に移りたいと思います。

お手元にお配りしております議事次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。議事次第の3、4につきまして一括で説明をさせていただきます。

それでは、説明をお願いします。

#### ○河川計画課長

河川計画課長の出口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

初めに、本日皆様のお手元にお配りしております資料及び参考資料につきまして、全体を一通り説明させていただきます。

資料1でございますが、「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」でございます。

原案の本文につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

次に、当面の進め方という資料2でございます。当面の進め方という1枚紙をお配りしてございます。こちらについても、後ほど説明をさせていただきます。

続いて、参考資料でございます。参考資料1をご覧ください。

「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）の概要」という資料でございます。

参考資料1は、「河川整備計画（原案）」の本文の内容を概要としてパンフレット形式でまとめた資料となっております。

1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをご覧ください。

資料の構成としまして、左上に「1. 鬼怒川の概要」と記載してございまして、その下に「1. 1 鬼怒川の流域及び河川の概要」、2ページには、「1. 2 治水の沿革」、「1. 3 利水の沿革」、「1. 4 河川環境の沿革」というように、タイトルを記載してございます。

このタイトルは、資料1の「河川整備計画（原案）」の本文の章立てと一致させた構成としております。

また、内容につきましても、「河川整備計画（原案）」に記載をしている記述のうち、主立った内容を引用しており、有識者会議等でお示しした図や写真等を掲載しながら、原案の内容について、できるだけわかりやすくお示しできるよう作成しているものでございます。

続いて、原案の本文について説明をさせていただきます。お手元に資料の1をご用意ください。

1枚めくっていただきまして、目次構成をご覧いただきながら、原案作成までの経過について簡単に説明をさせていただきます。

今年9月の関東・東北豪雨による鬼怒川での大きな被害を受けまして、関東地方整備局では、利根川水系鬼怒川、小貝川河川整備計画の策定に向けて、本格的に検討を進めることとし、12月2日に本会議を発足し、第1回の会議では、「鬼怒川河川整備計画の目標（案）」をお示ししました。

その後、学識経験を有する者からなる鬼怒川・小貝川有識者会議においても、目標となる流量をお示しし、意見を伺ったところでございます。

また、12月4日には「鬼怒川緊急対策プロジェクト」を発表し、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を実施することとなりました。

本日お示しします原案は、河川整備計画の目標を踏まえまして、鬼怒川緊急対策プロジェクトを盛り込むとともに、プロジェクト完了後の河川整備も見据えましてとりまとめたものでございます。

本日は時間の関係もございますので、ポイントとなるところを簡単にご説明させていただきたいと思っております。

めくっていただきまして1ページをご覧ください。第1章は、鬼怒川の概要をまとめて記載したものでございます。

1枚めくっていただいて、右の4ページの10行目からは、治水の沿革。次の5ページの24行目からは、過去の主な洪水を整理してございまして、6ページの30行目をご覧くださいと、平成27年9月洪水を記載してございます。

1枚めくっていただいて、7ページの13行目からは、利水の沿革めくっていただきまして、9ページ17行目からは、河川環境の沿革と、第1章には、鬼怒川の流域及び河川の概要や沿革としてこれまでの取り組みなどをまとめて記載をしてございます。

めくっていただきまして、11ページをご覧ください。第2章は、河川整備の現状と課題を記載したものでございます。2行目からの2. 1には、堤防の整備状況を初め、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題」をまとめて記載をしてございます。

めくっていただきまして、13ページをご覧ください。5行目からの2. 2には、主要地点の流況や水利用の状況など、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」をまとめて記載してございます。

14ページをご覧ください。11行目からの2. 3には、水質、自然環境、河川空間の利用、景観など、「河川環境の整備と保全に関する現状と課題」をまとめて記載をしてございます。

ページをとんでいただきまして、17ページをご覧ください。15行目からの2. 4には、河川の維持管理や危機管理など、「河川維持管理の現状と課題」をまとめて記載をしてございます。

めくっていただきまして、19ページをご覧ください。22行目からの2. 5には、「平成27年9月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題」としまして、「水害の概要」と次の

20ページには、この水害によって浮き彫りとなりました「主な課題」を記載してごさいます。

また、20ページの28行目からでございますが、新たな課題として、「気候変動の影響による課題」をまとめて記載してごさいます。

ページめくっていただきまして、22ページをご覧ください。第3章は、計画対象区間を表でお示しするとともに、次の23ページをご覧くださいと、計画対象期間を概ね30年とすることや、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行うことなどを記載してごさいます。

24ページをご覧ください。第4章は、河川整備計画の目標に関する事項をお示ししてごさいます。24ページは、整備計画全体を通しての目標を記載しているものでごさいます。

31行目からの「4. 1洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」としまして、次の25ページの1行目からでございますが、「既往最大洪水となった平成27年9月洪水と同規模の6,600m<sup>3</sup>/sとし、このうち、河道整備において対象とする流量は4,600m<sup>3</sup>/sとし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る」としまして、図の4-1に流量配分図を記載してごさいます。

25ページ14行目をご覧ください。ここでは、「4. 2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」としまして、流水の正常な機能の維持を図るために必要な流量を佐貫地点において、期別に記載をしております。

続いて26ページをご覧ください。ここでは「4. 3河川環境の整備と保全に関する目標」として、水質や自然環境の保全等の目標を記載してごさいます。

めくっていただきまして、27ページをご覧ください。第5章は、「河川の整備の実施に関する事項」として、具体的な整備メニューの施行の場所などを記載してごさいます。

実施に関する事項、冒頭でございますが、12月4日に発表しました「鬼怒川緊急対策プロジェクト」のハード対策などについて記載をしてごさいます。

28ページでございますが、「5. 1. 1洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」では、治水対策の施行の場所等を記載してごさいます。2行目からの「(1)堤防の整備」でございますけれども、9行目からの表には、堤防整備にかかる施行の場所を表としてまとめております。

めくっていただきまして、29ページから「(2)河道掘削」を、14行目からは「(3)浸透・侵食対策」を記載してごさいます。

めくっていただきまして、31ページをご覧ください。1行目からの「(4) 地震対策」、7行目から「(5) 内水対策」、12行目から、支川田川の合流部を対象として「(6) 支川合流点処理」を記載してございます。16行目からの「(7) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策」としまして、今回の鬼怒川での課題を踏まえた対策を記載してございます。33行目をご覧ください。ここからは、「5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」を記載してございます。

32ページをご覧ください。「5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項」を記載してございます。8行目からは「(1) 水質改善対策」、19行目からは「(2) 自然環境の保全と再生」について記載をしております。

めくっていただきまして、33ページの1行目からは「(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」について記載をしてございます。9行目からは、「5. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」をそれぞれ事項ごとに記載をしてございます。20行目からは、「5. 2. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」として、堤防の維持管理や河道の維持管理など、河川の維持管理にかかるものについて記載をしてございます。

ページをとんでいただきまして、39ページをご覧ください。27行目からでございますが、「(12) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応」を記載してございます。12月4日に発表しました「鬼怒川緊急対策プロジェクト」のソフト対策など、氾濫した場合でも被害の軽減を図るために、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会の構築を目指すための取り組みを記載してございます。

めくっていただきまして、41ページをご覧ください。23行目からは、「5. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」について、記載をしてございます。

42ページをご覧ください。「5. 2. 3、河川環境の整備と保全に関する事項」について、それぞれ河川の維持にかかる内容について、記載をしてございます。

めくっていただきまして、44ページでございますが、第6章には、「その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」を記載してございます。

こちらは「6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」、「6. 2 地域住民、関係機関との連携・協働」、「6. 3 ダムを活かした水源地域の活性化」、「6. 4 治水技術の伝承の取組」など、総合的な観点からの取り組みが必要な内容について記載をしてございま

す。

1枚めくっていただきますと、計画対象区間を示した図面をつけてございます。

また、それ以降の資料でございますが、附図としまして、計画諸元表など図面等をつけてございます。

資料1の説明については、以上でございます。

#### 4. 当面の進め方

##### ○河川計画課長

続いて、「当面の進め方」について説明をさせていただきます。資料2、A4縦の資料を手元にご用意願います。

当面の進め方でございますが、本日この会議でお示しをさせていただきました「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」について、ご意見をお聞きします。

二つ目の四角でございますが、今週24日に鬼怒川・小貝川有識者会議を開催し、有識者の皆様にご意見を伺います。

また三つ目の四角でございますが、関係する住民の皆様に、郵送、ファクシミリ、電子メールによる意見募集を本日から来年1月19日までの約1カ月間行う予定としてございます。

また四つ目の四角でございますが、公聴会について記載をしております。

一つ目の丸でございますが、公聴会における公述人の募集を行います。

公述の対象者は、茨城県、栃木県に在住の方を対象としまして、本日より年明けの1月5日まで、公述人の募集を行います。

また、二つ目の丸に公聴会の概要をお示ししておりますが、開催日につきましては、年明け1月17日、18日に茨城県筑西市と栃木県宇都宮市の2会場を予定してございます。

資料2「当面の進め方」につきましては、以上でございます。

最後に、参考資料2「鬼怒川における河川整備の効果について（水害リスクの評価（試行）」をご覧ください。

1枚めくっていただきますと、本資料公表の背景について記載をしております。

平成27年8月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ

～」が答申されました。

答申には、想定し得る最大規模の外力までの水害リスクを評価し、社会全体で水害リスク情報を共有し、ハード・ソフト両面からの対策を進めていくことが示されてございます。

鬼怒川では、平成27年7月の水防法改正を踏まえまして、様々な外力による浸水想定を作成・公表する準備を進めているところでございます。

現在、新たな氾濫シミュレーションモデルの構築途上ではございますが、法改正の趣旨を踏まえまして、従来のモデルを用いて河川整備計画（原案）に定めた施設整備が完了した場合の様々な規模の外力による水害リスクの変化を試行的かつ暫定的に提示をするものでございます。

めくっていただきまして、2ページをご覧ください。こちらは、検討に当たっての計算条件をまとめておりまして、確率規模別の外力条件を1/10から1/500までの6段階で設定をしてございます。

なお、今回の河川整備計画の目標としました流量の確率規模は、約1/45となっております。

めくっていただきまして、3ページをご覧ください。先ほど説明をさせていただきました河川整備計画（原案）に盛り込んでいる事業メニューを図示しているものでございます。

続いて4ページをご覧ください。中央の図は、原案で目標とした流量（案）が整備計画メニューの整備後の河道を流下した場合の水位縦断図をお示ししているものでございます。

評価に当たっては、平成27年9月洪水で決壊による被害があり資産も集中している左岸を対象としておりまして、下の図に示す通り、計算水位が計画高水位に対して相対的に高くなる10km付近、15km付近、35km付近を破堤地点として仮定をして、試行的に検討を行っているものです。

5ページからが水害リスクの評価結果となっております。5ページは、左岸10km付近を破堤地点として仮定した場合の評価結果でございます。

左側と中央の図には、確率規模毎に現況と整備計画メニュー整備後の最大浸水深図を示しております。

また、右側には被害額、水深3m以上となる区域の面積、水深3m以上となる区域の人口を指標としまして、想定被害曲線（リスクカーブ）をお示ししています。

右上の被害額を指標としたリスクカーブをご覧ください。整備計画規模では、青

の現況では約5,000億の被害額が想定されますが、赤の整備計画メニューの整備後では、被害が発生しない結果となっており、河川整備による効果が確認できます。

また、1/100の基本方針規模や、1/200規模、1/500規模とご覧いただきますと、確率規模が大きくなるにつれて被害額も大きくなるものの、いずれの場合も赤の河川整備計画メニュー整備後が青の現況を下回っており、施設整備による効果が確認することができます。

6ページをご覧いただきますと、左岸15km付近を破堤地点として仮定した場合、次の7ページは、左岸35km付近を破堤地点として仮定した場合の水害リスクの評価結果を示しておりまして、結果については10km付近と同様の結果を確認してございます。

こうした水害リスクの評価によりまして、上下流・左右岸バランスなどに留意しつつ、着実にハード対策を進め、洪水に対する安全性の向上を図るとともに、施設能力を上回る洪水が発生した場合に備え、危機管理型のハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進するなど、洪水氾濫に備えた社会全体での対応を進めていく必要があるものと考えてございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

#### ○河川調査官

私どもが用意しました資料は以上になります。

それでは、お示しした内容につきまして、何かございましたら挙手の上、席のところにマイクがございますので、スイッチを押していただきまして所属とお名前の後にご発言をいただければと思います。よろしく申し上げます。

茨城県さんお願いします。

#### ○茨城県土木部長

茨城県の土木部長の渡辺でございます。

今回お示ししていただきました河川整備計画の原案につきましては、詳細は持ち帰って内容はまた確認させていただいて、後日回答させていただきたいと思っておりますけれども、本日は私から、その上で何点か申し上げさせていただきたいと思っております。

まずちょっとポイントの前に、この間の9月の関東・東北豪雨ということで、大変な被害に遭ったわけですが、この鬼怒川流域につきましては、この今回の被害も含めまして、度重なる被害というのは過去にも起きていますので、早急な治水対策というのは、

喫緊の課題であろうというふうに思っています。

そういった中で、12月4日に鬼怒川緊急対策プロジェクトというのをまとめていただきまして、本当に茨城県としては非常に感謝をしているところでございますし、また、国、県、市町、一体となって、また関係機関とも調整しながら、早期にこれが実行されるというのを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、3点ほど申し上げたいと思ひますけれども、最初、資料の27ページから30ページあたりで、鬼怒川本川のハード対策についてでございます。

今回のような豪雨が再び起こった場合にも被害が発生しないよう、今回の案につきましては、鬼怒川の堤防整備や河道掘削、それから堤防の浸水、浸透・侵食対策など、様々なメニューが盛り込まれたというふうに理解してございます。

これに関しまして、これも緊急対策プロジェクトの中、12月4日の発表の中で、河川激甚災害対策特別緊急事業というの中に入っておりますけれども、こういった事業などを活用して、鬼怒川の河川整備が緊急的、集中的に進められて、河川整備計画に盛り込まれている事業が、一刻も早く完成するようお願いしたいというふうに思っております。

それが1点目でございます。

それから、次に2点目につきましては、田川を初めとした鬼怒川支川の合流点処理についてでございます。

今回の豪雨では、鬼怒川の本川だけじゃなくて、県が管理する田川沿川の鬼怒商業高校など、沿川で相当、浸水被害が発生いたしました。

資料でいうと31ページあたりだと思いますけれども、洪水時の氾濫を防止するために、排水機場の整備などの必要な対策を講じていただきますよう、重ねてお願ひしたいと思います。

それから、3点目でございます。

タイムラインの整備などのソフト対策についてでございます。

資料につきましては、37ページから41ページに説明がございましてけれども、今回の豪雨では、多数の孤立者が発生いたしました。

こういうことも踏まえまして、県や地元市町と連携しながら、広域避難に関する仕組みづくりなど、住民の避難を促すための対策を進めていただきますよう、これについてもお願ひしたいと思います。

以上が3点でございます。

それから、最後に当面の進め方についてでございます。

今回、河川整備計画の原案の意見募集や有識者会議、公聴会がこれから行われるということですが、今回の豪雨で甚大な被害が発生した常総市などの地元市町等と丁寧に合意形成を図っていただくとともに、河川整備計画の早期策定をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございました。

栃木県さん、お願いします。

#### ○栃木県県土整備部長

栃木県の県土整備部長の印南でございます。

まず、9月の関東・東北豪雨の際に当たりましては、関東地方整備局さんのご尽力いただきまして、被害を軽減することができました。

あと、多方面の事務所からもいろいろ応援をいただきました。

改めて、御礼申し上げる次第でございます。

その上で、ただいまご説明をいただいた整備計画の原案でございますが、茨城県さん同様、細かい点につきましては、持ち帰って、後ほど必要に応じて意見を回答させていただきたいと思っております。

その上で、私のほうも3点、意見を述べさせていただきます。

まずは、今回の異常降雨ということで、本県の県央、県西部に、線状降水帯というような数時間にわたって、積乱雲がまとまって発生するということが生じたわけでございます。

奇しくも鬼怒川上流の県北部のダム付近の降水量は、600mmに達するというところでございまして、これは9月1カ月分の降水量の2倍もあったということでございました。

そういう中で、ダムのほうの貯留で、これをフルに活用していただきまして、聞き及ぶところによりますと、1億 $\text{m}^3/\text{s}$ の水を貯めていただいたということでございます。

本当に、そのおかげで、茨城県さんのほうは被害が発生しましたが、私どものほうでは、鬼怒川の破堤に至るというようなことはございませんでしたので、大変ありがたく思っているわけでございます。

かなりの水位低下に効果があったと思っております、この意味からも、ダム役割は非常に重要だと認識しております。

知事も改めてコメント出ささせていただきましたが、引き続き、そのダムの維持管理関係について、それと洪水調節なり、あるいは水の下流域の補給なり、適切な運用につきまして、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、河道についてでございますが、栃木県の場合は、幸いにも中流部に当たりまして、川幅も広いということもございまして、流下能力はございます。

ただ、今回の水害でもかなりの出水がございまして、水衝部等では、かなりの洗掘とか侵食がございました。

幸い破堤には至らなかったというような状況でございますけれども、場合によっては、破堤をして甚大な被害を生じるということもございます。

また、河床の低下によって、滞筋が固定されるということになりますと、栃木県固有の景観である、礫河原というものが徐々に少なくなってきた、貴重な動植物の生息の場というものも失われていくということもございます。

改めて河川のいわゆる本来の機能と、それからもう一つは環境面での配慮という点から、河道の維持管理についても、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に、資料でいいますと29ページから、なるんですが、先ほど言ったことと、ちょっとラップをいたしますけれども、浸透・侵食対策などについて、栃木県の実施箇所についても記載がございます。

特に侵食対策等については、川幅を広げるとか、そういう対策ではございませんので、下流部に影響を与えるということはございませんから、茨城県さんのほうの事業とあわせまして、本県の事業についても並行して進めていただければ、ありがたいと考えております。

以上が原案についての回答でございます。

次に、当面の進め方についてでございますが、これから幅広く意見を聞いた上で、計画をまとめていくということもございまして、特にその進め方について、毛頭異存はございませんけれども、関係市町の説明についてもぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。

両県からいただいたご意見について、簡単ではございますが私からコメントをさせていただきます。

まず、整備計画（原案）でお示ししました堤防の整備、堤防の侵食・浸透対策、それからソフト対策、そういったものについてご意見をいただいたというふうに理解をしております。

国、茨城県さん、それから常総市などの鬼怒川沿川の7市町が主体となりまして、先日、ハード・ソフト対策が一体となった緊急的な治水対策を「鬼怒川緊急対策プロジェクト」として位置づけ、集中的・緊急的に実施することを12月4日に発表させていただいております。

このプロジェクトに盛り込まれた激特事業につきましては、原案に記載しておりますが、それを踏まえて事業の早期完成、そういったご要請をいただいたものと理解をしております。

これらの発言を踏まえまして、上下流のバランス等を確保しつつ、丁寧に対応して参りたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

それから、このほかに県さんが管理いたします支川の田川と鬼怒川との合流点処理等について発言がございました。

これについては、検討と調整が必要であると認識しておりますので、引き続き対応をよろしく願いいたします。

それから、ソフト対策で広域避難に関する仕組みづくり等についてご発言をいただきました。

こちらにつきましても、「鬼怒川の緊急対策プロジェクト」のソフト対策として盛り込んでおりますけれども、タイムラインの整備とこれに基づく訓練の実施、それから地域住民等も参加をする危険箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくりなど進めて参りたいというふうに考えてございます。

それから、栃木県さんのほうから上流4ダムの洪水調節効果についてご発言をいただきました。

引き続き適切な運用を図っていくとともに、ダムの放流や洪水予報時等のわかりやすい情報提供にも努めて参りたいというふうに考えております。

それから、鬼怒川の礫河原の件でございますが、保全を念頭に河道管理を行うようにと発言をいただきました。これにつきましても、ご発言を踏まえて対応して参りたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

それから、当面の進め方につきましては、特にご異存はなく河川整備計画を早期に策定してほしいというご発言をいただいたものと理解しておりますので、私どもといたしましても、河川整備計画の策定に向けて、引き続き検討を進めて参りたいというふうに思っております。

それから、市町村の皆さんとは日ごろより様々な形でコミュニケーションを取っておりますけれども、正式には、河川法の第16条の2第5項に基づく関係県知事の意見聴取の際に県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聞くこととなっておりますので、市町村への意見、聞き方や時期については改めて皆様のほうにもお示ししたいというふうに思っております。

さらに原案内容の詳細については、持ち帰り確認をしたいというご発言を両県さんからいただいておりますので、ご意見等がございましたら書面等で提出いただきますようお願いをします。

最後になりますけれども、整備計画の検討に当たりましては、今後とも両県の皆様と相互の立場で理解しつつ、検討内容について認識を深めていくこととしたいというふうに考えてございますので、引き続きよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上になります。そのほかよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

## 5. 閉会

### ○河川調査官

本日は、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

それではこれもちまして、「第2回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議」を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

— 了 —

③



河 第 611号  
平成 28 年 1 月 25 日

関東地方整備局河川部長 殿

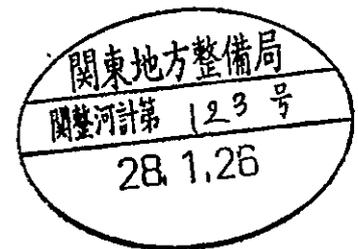
茨城県土木部長



利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）に関する追加意見について（回答）

このことについて、庁内関係課に照会したところ、別紙のとおり意見がありましたので、提出いたします。

なお、関係市町の意見についても、別添のとおりですので、よろしくお取り計らい願います。



「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に関する意見

意見該当箇所		意見
頁	行	
42	26～27	取水堰等に設置された魚道について、魚類の遡上・降下等の状況を把握し、施設の補修・更新・改築・改良の際には、地元漁協等と協議し、魚類の生息環境の改善・維持が図られることを求めます。
8	21	事業名が誤っているため、「県西広域水道用水道事業」を「県西広域水道用水供給事業」に修正願います。



筑土木第159号

平成28年1月14日

茨城県知事 橋本 昌 様

筑西市長 須 藤



利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）に対する意見について（回答）

平成27年12月25日付け、河第531号にて照会のあった標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



## 「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

筑西市土木課

意見該当箇所		意見
頁	行	
		意見無し



結土発第 689号  
平成28年1月15日

茨城県土木部長 様

結城市長 前場 文夫



利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

平成27年12月25日付け河第531号で照会のありましたこのことについては、  
別紙のとおりです。

問合せ先  
結城市役所都市建設部土木課  
担当：[REDACTED]  
TEL：[REDACTED]  
FAX：[REDACTED]



## 「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

結城市 土木課

意見該当箇所		意見
頁	行	
31	13 ～14	<p>支川田川の合流部については、内水氾濫を抑制する必要があることは必然でありますので、「必要に応じて」という文言は使わず、また、鬼怒川の堤防としての水門整備と内水対策としての排水機場整備を明記していただき、下記の文章に差替えを願いたい。</p> <p>【支川田川の合流部は、内水氾濫を抑制するため、堤防としての水門整備と内水対策としての排水機場整備などの検討・調整を行い、被害の軽減対策を実施する。】</p>



建 第 151号  
平成28年1月12日

茨城県土木部長 様

下妻市長 稲葉 本治



利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

平成27年12月25日付け河第531号で照会のありましたこのことについて、  
別紙のとおり回答します。



## 「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

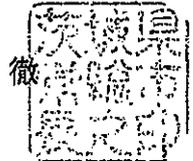
## 下妻市・母建設課

意見該当箇所		意見
責	行	
		意見無し

常道発第 211号  
平成28年 1月18日

茨城県土木部長 殿

常総市長 高杉



利根川水系鬼怒川河川整備計画(原案)に関する意見について(回答)

平成27年12月25日付け、河第531号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系鬼怒川河川整備計画(原案)に関する意見につきまして、別紙のとおりですので、その旨ご報告いたします。



## 「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

常総市 建設課

意見該当箇所		意見
頁	行	
27	25～27	鬼怒川 6k 玉台橋下流右岸については、山付きで堤防の計画はなく、河川区域外には保全区域もなく、隣接部は民地であるため、常総市若宮戸地区のメガソーラーと同様の開発が起きた場合、これを規制できる方法がないことから、堤防と同じ機能を有するような部分を国において用地を買収し、ぜひ整備をしてほしい。



守谷発第3031号  
平成28年 1月13日

茨城県土木部長 様

守谷市長 会田 真一



利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

平成27年12月25日付で照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



## 「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

守谷市 建設課

意見該当箇所		意見
頁	行	
30	1	表 5-3 堤防の侵食対策に係る施行の場所について、鬼怒川右岸の欄へ茨城県守谷市板戸井（別紙参照）を追加してください。

# 位置図





みらい建第946号  
平成28年1月14日

茨城県土木部長 殿

つくばみらい市長 片庭 正雄



利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

平成27年12月25日付、河第531号で照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 原案につきましては特に意見ございませんが、平成27年9月の関東・東北豪雨時には、つくばみらい市内におきましても家屋浸水等の被害が発生していることから、以下の①～④の対策について、早期に着手いただけるよう要望いたします。

- ① 細代地区（左岸7.75k付近）の旧川跡対策
- ② 小絹地区（左岸6.75k下50m～6.25k）の老朽樋管の改修及び越水対策
- ③ 小絹地区（左岸6.1k付近）の無堤防区間の対策
- ④ 絹の台地区（左岸5.8k付近）の越水対策

□連絡先

つくばみらい市 都市建設部建設課

〒300-2492

つくばみらい市加藤 237 番地

Tel: [REDACTED]

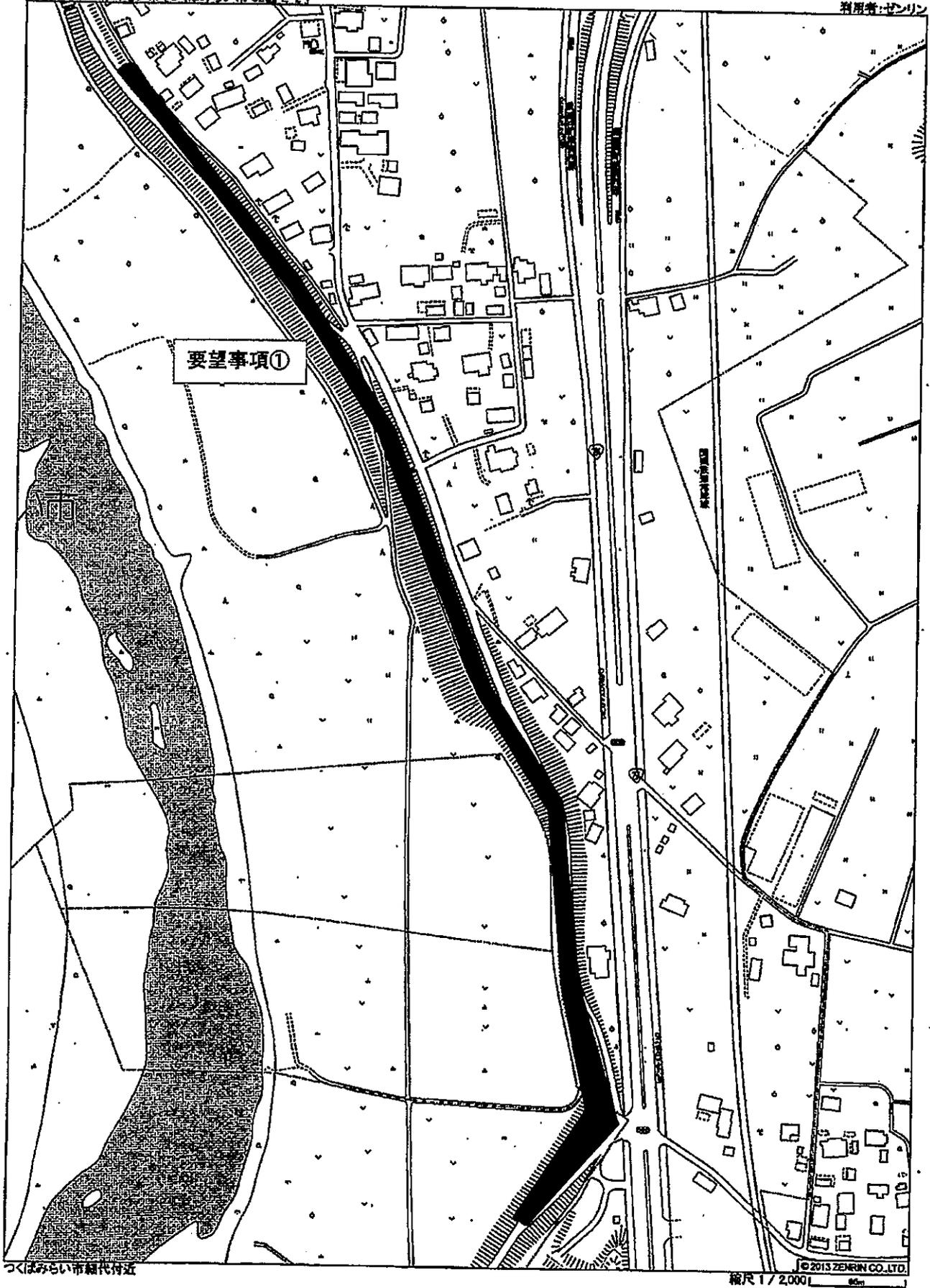
Fax: [REDACTED]

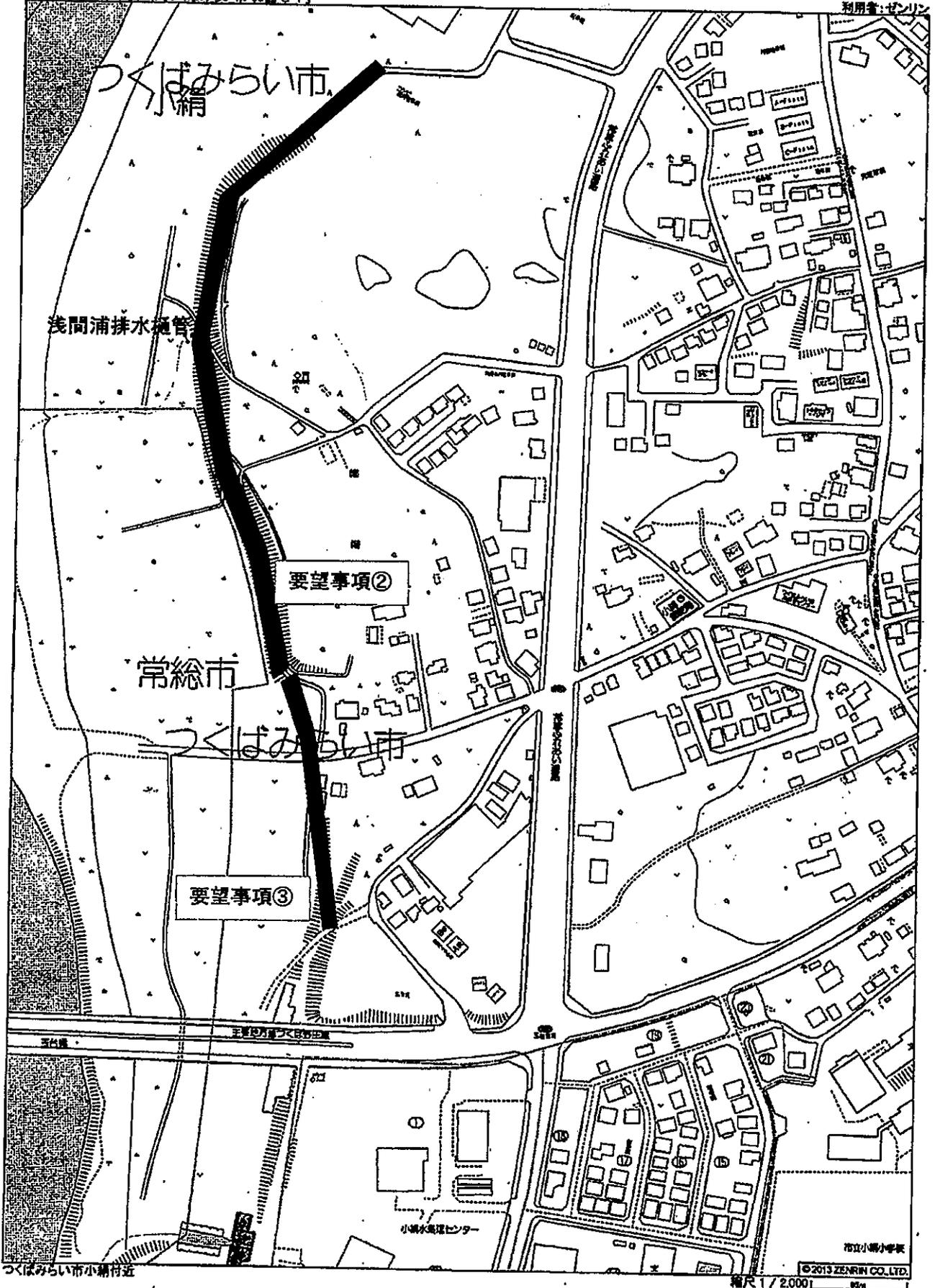
Mail: [REDACTED]

担当: [REDACTED]

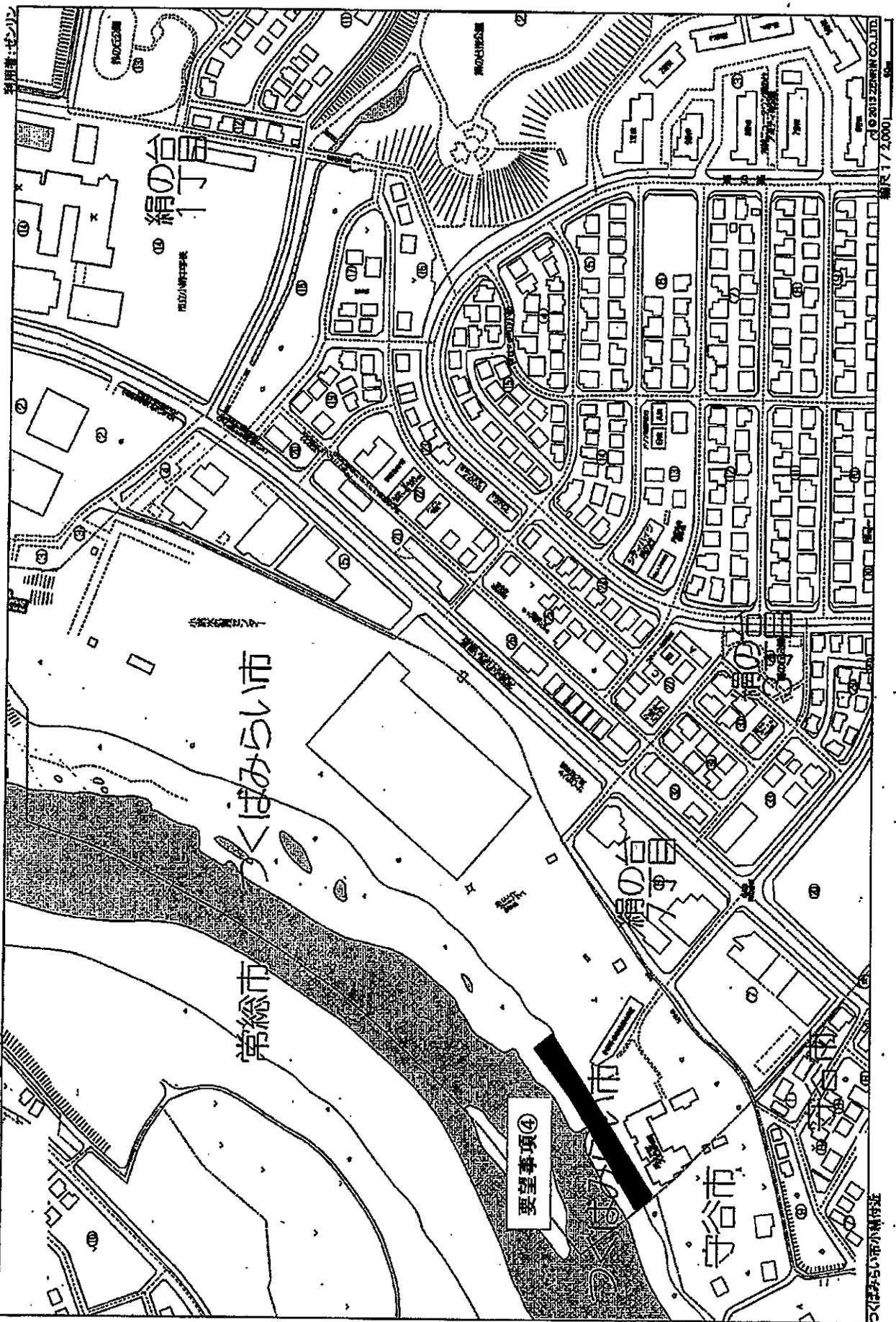








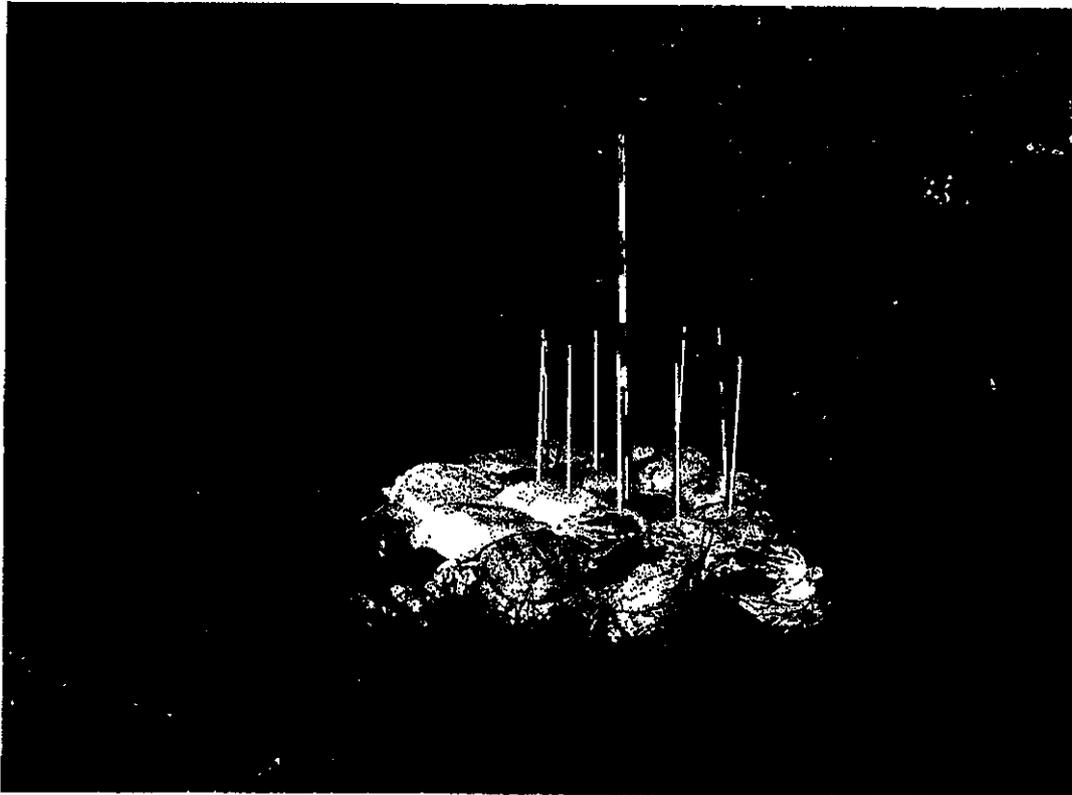
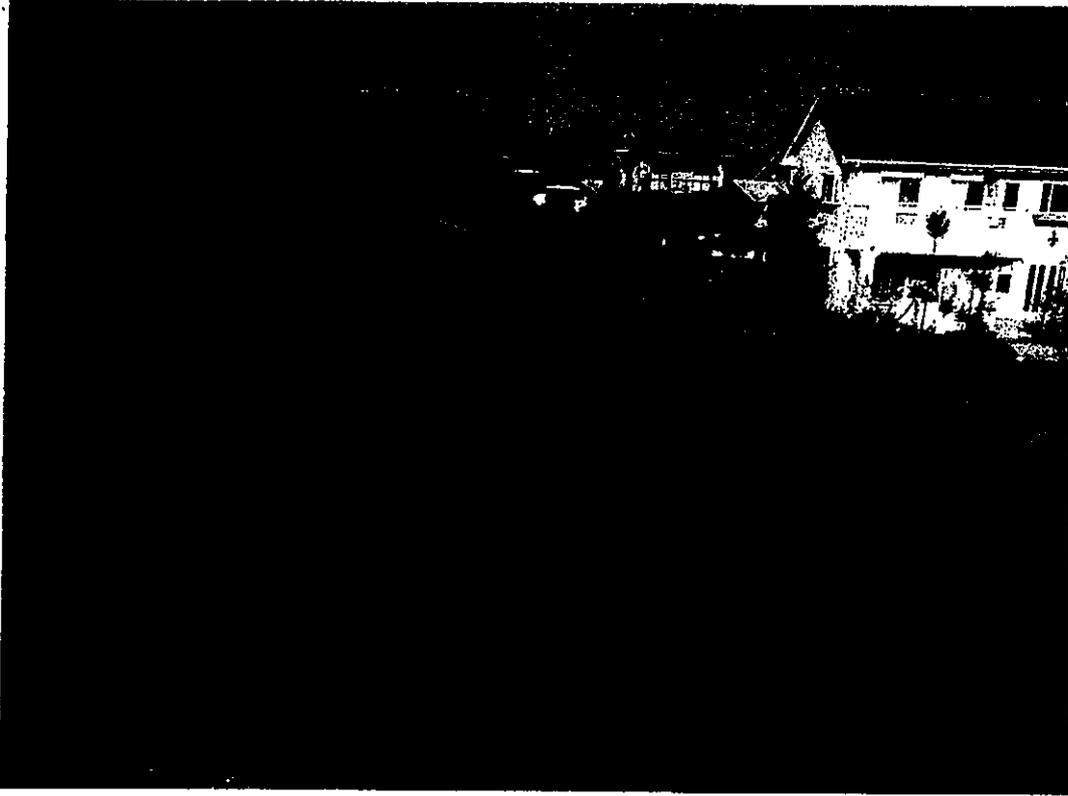
20130823(くばみらい市)くばみらい市 22画 D-31



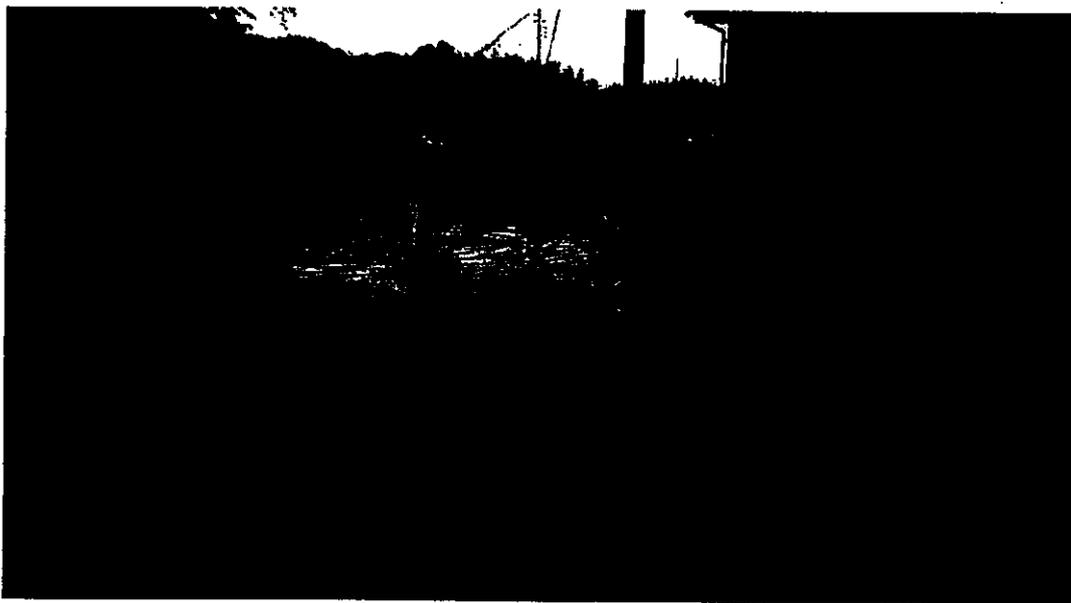
© 2013 ZEPHYRUS CO., LTD.  
縮尺 1/2,000

くばみらい市小瀬町

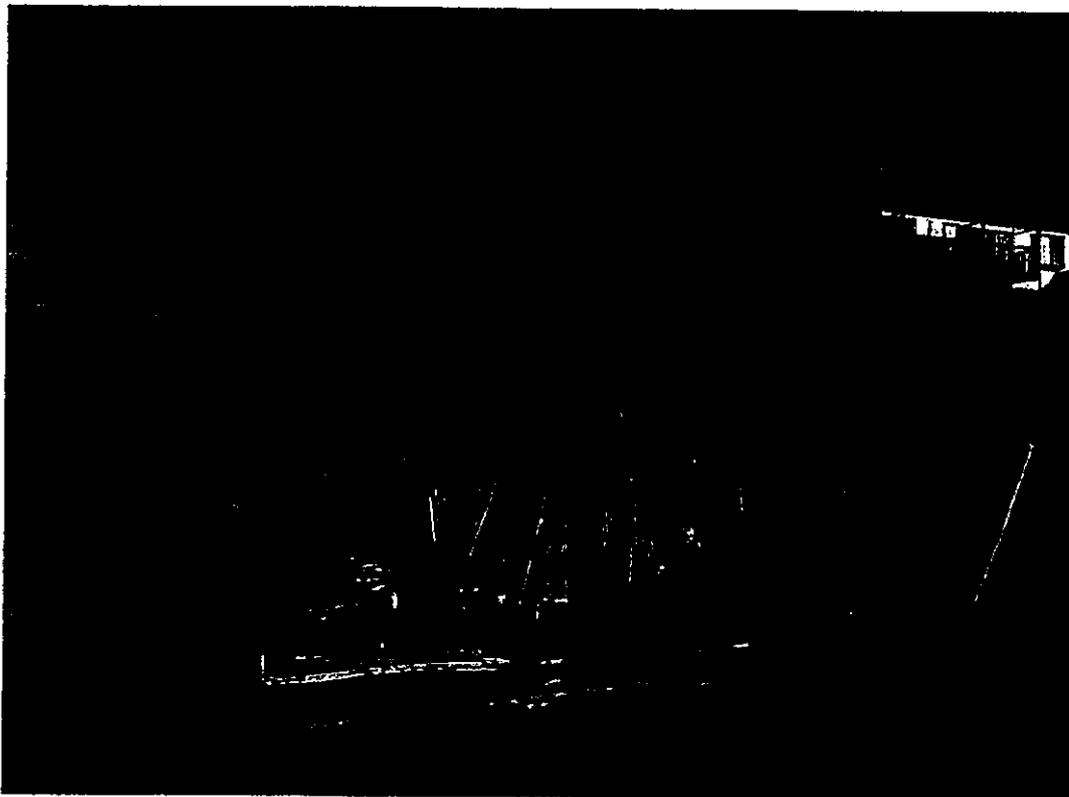
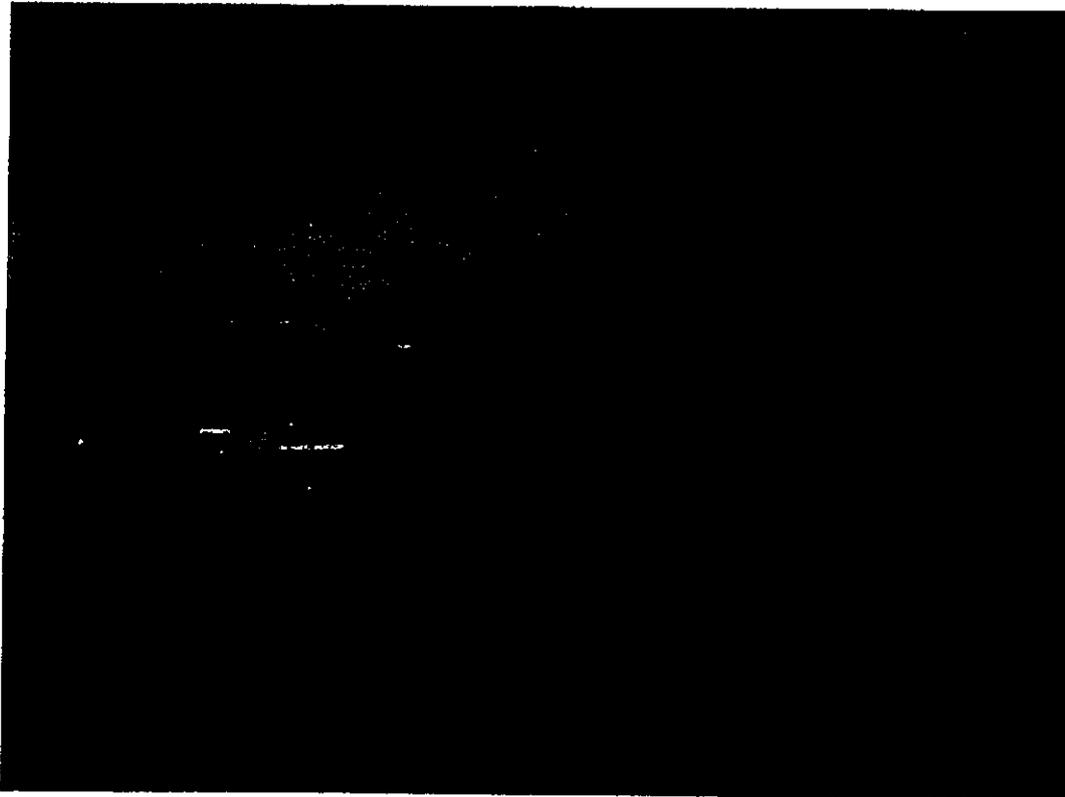
要望事項①



要望事項②



要望事項③



要望事項④

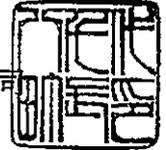




平成28年1月15日  
(都市建設課扱い)

茨城県土木部長 殿

八千代町長 大久保



利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）に関する意見について（回答）

標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

【問い合わせ先】

\*\*\*\*\*

八千代町役場 都市建設課

主査兼用地管理係長

〒300-3592 茨城県結城郡八千代町菅谷 1170 番地

TEL（代表）： (内線 )

TEL（直通）： FAX：

E-mail：

\*\*\*\*\*



## 「利根川水系鬼怒川河川整備計画（原案）」に対する意見

八千代町 都市建設課

意見該当箇所		意見
頁	行	
		意見なし

河 第 245 号

平成 28 年 1 月 22 日

関東地方整備局河川部長 光成 政和 様

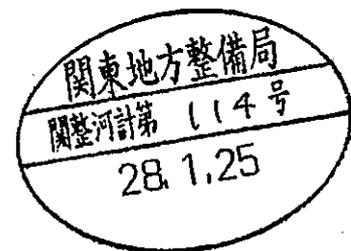
栃木県県土整備部長 印南 洋



第 2 回鬼怒川・小貝川河川整備計画関係県会議の追加意見について (回答)

このことについて、平成 27 年 12 月 21 日の関係県会議において、意見を述べさせていただきましたが、庁内関係課に照会したところ、別紙の意見がありましたので、提出させていただきます。

また、関係市町に照会したところ、別添の意見がありましたので、河川整備計画(案)の策定にあたりまして、十分反映させていただきますよう、よろしく願いいたします。



利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(原案) 本文等に対する意見

[栃木県]

頁	行	章項目	意見又は修正案	
42	13	5. 2. 3	主旨	<p>生物多様性への配慮や外来生物への対応等については異論はないが、鬼怒川の広大なアシ原がイノシシ等の生息環境に適しており、河川敷を利用して生息範囲を拡大している可能性も高いと考えられることから、例えば、宇都宮市や上三川町周辺の河川敷については一斉に「ヨシ焼き」を実施するなど、ヨシ原の保全・再生を図りながらもイノシシ等の生息地となりにくい河川管理を行うことを検討頂きたい。</p>
		(2)自然環境の保全		<p>【参考】 イノシシ及びシカについては、鳥獣保護管理法において、「集中的かつ広域的に管理(その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること)を図る必要のあるもの」として環境大臣が「指定管理鳥獣」に指定している。 上三川町では、平成26年5月に上郷地内の鬼怒川河川敷において、イノシシ1頭が確認されている。(明治以降ではおそらく初確認と思われる。)</p>
			主旨	



真建第437号  
平成28年1月18日

栃木県県土整備部長 様

真岡市長 井田 隆一



利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(原案)に対する意見について  
(回答)

平成28年1月6日付け河第232号にて照会のありました標記について、  
下記のとおり回答いたします。

記

迅速な災害対応ができるよう、各自治体の指標となるべき水位計の  
設置もしくはそれに変わる水位観測可能な対策を検討願いたい。

また、その地点ごとの観測から想定される危険度の指標を示して欲しい。

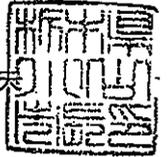




小建政第184号  
平成28年1月18日

栃木県県土整備部長 様

小山市長 大久保 寿夫



利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(原案)に係る意見等について(回答)

平成28年1月6日付け河第232号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 5. 河川の整備に関する事項

5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(6) 支川合流点処理

平成27年9月の「関東・東北豪雨」では、9月10日(木)未明に小山市大字中河原地内の南側を流れる田川が堤防を越水し、同日午前11時頃には中河原公民館南側道路まで水が達しました。

人的被害は有りませんでした。物置浸水1件、車庫浸水3件、ポンプ小屋の冠水や収穫前の稲やネギなどの農作物についても大きな被害が発生しました。

また、小山市中河原地区農業集落排水処理施設は、1階床近くまで浸水し、地下部分が汚水で満たされてしまい機能停止となってしまいました。

これらのことから、原案にも記載されている支川田川の合流点処理についての対策を早期に進めていただくとともに、田川堤防の整備についても合わせて実施していただきたく意見として提出させていただきます。





塩谷建水第321号

平成28年1月18日

栃木県県土整備部長 様

塩谷町長 見形 和久



利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(原案)に係る意見等について  
(回答)

平成28年1月6日付け河第232号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 上平橋近くの上平ポケットパークを道の駅にする構想があるため、その際には河川に降りられるよう階段等の整備をお願いしたい。
2. 塩谷町からさくら市にかけて、管理道路をサイクリングロードとして活用するという構想があるため、実現に向けて整備にご協力いただきたい。



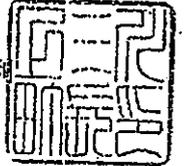


上都建第548号

平成28年 1月15日

栃木県県土整備部長 様

上三川町長 星野 光利



利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(原案)に係る意見等  
について(回答)

平成28年 1月 6日付け河第232号にて照会のありました標記について、  
下記のとおり回答いたします。

記

1. 河川区域内については、緑地公園や親水公園などとして多くの住民により利用がなされているが、今後も、河川空間の適正な利用を促進するため、河川空間の占有にあたっては、関係自治体等の意見を聴いたうえで許可願いたい。また、河川を利用した地域活性化への取り組み等についても、関係自治体等の意見を聴きながら支援して頂きたい。
2. 別紙利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(原案)本文等に対する意見のとおり。



上三川町都市建設課 管理係

電話: [Redacted]

利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】(原案) 本文等に対する意見

[上三川町]

頁	行	章項目	意見又は修正案	
31	33	5. 1. 2	主旨	河床が低下しているという現状にある中で、59.75km付近の清次郎樋管においては、年々取水が困難になっている状況にありますので、水利用の合理化を促進するという他、取水の安定化を図るための対策を講じる旨の記載を追加願いたい。また、具体的対策として、当該箇所を施工の場所として位置づけられるよう願いたい。
			主旨	